

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会
中間整理

令和 7 年 9 月

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会

目 次

はじめに

1 実態調査による現状分析

（１）実態調査の趣旨・調査内容

（２）実態調査の結果

（３）国内事例の調査結果から得られる示唆

2 現下における検討課題とそれを踏まえた対応

（１）優先的に検討を進めるもの

（２）（１）以外に検討を要すると考えられるもの

3 将来的に想定し得る検討課題

4 今後の実態調査で更に深掘りすべき事項

（１）国内事例の調査

（２）国外事例の調査

おわりに

参考資料

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会 中間整理

はじめに

- 近年、AI 関連技術が急速な進展を遂げており、官民における様々な分野における課題解決のため、AI の利活用が期待されている。

また、我が国は 2008 年以降、既に人口縮減期に入っており、2040 年頃には比較的世代人口の多い団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる一方、その頃に 20 歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる¹とされている。2060 年代には、我が国全体の人口は 1 億人を割り込み、生産年齢人口は約 2,500 万人減少、総人口に占める生産年齢人口の割合は 2020 年から 1 割低下（5 割水準）すると推計されている²。

今後、公務部門においても、公務の担い手の不足に対応するため、AI の利活用により業務の省力化を図り、少ない人手で複雑で高度化・多様化する行政事務を効率的に遂行することが不可避な状況である。社会全体で生産年齢人口の減少に対応するため、民間における様々な分野で AI の利活用が進展することも併せ踏まえると、行政部門においても、AI 利活用の進展に対応した行政運営を行っていくことが求められる。

- こうした中、AI の安全・安心な活用の促進のため、「AI 事業者ガイドライン」（第 1.0 版 2024 年 4 月 19 日、第 1.1 版 2025 年 3 月 28 日総務省及び経済産業省）により、政府・自治体等の公的機関を含む事業者による AI 開発、提供、利用に当たって必要な取組についての基本的な考え方が示されている。

また、政府における様々な業務への生成 AI の利活用促進とリスク管理のため、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」（2025 年 5 月 27 日デジタル社会推進会議幹事会決定）が示されている。

さらに、イノベーションを促進しつつリスクに対応するため、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和 7 年法律第 53 号。以下「AI 法」という。）が 2025 年 5 月 28 日に成立し、国の責務として、「行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進める」³ものとされ、また、地方公共団体についても、「区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実

¹ 「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告 ～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」(2018 年 7 月自治体戦略 2040 構想研究会) 参照

² 「日本の将来推計人口（全国）」(2023 年 4 月 26 日公表 国立社会保障・人口問題研究所) 参照

³ AI 法第 4 条第 2 項

施する責務を有する」⁴と規定された。

AI 法に基づき同年 9 月 1 日に設置された人工知能戦略本部を政府の司令塔として、今後、国、地方を通じ、行政におけるますますの AI 利活用の進展が予想される。

- AI は、公務の担い手不足や複雑で高度化・多様化する行政課題への対応に大きな役割を果たし得るものである一方で、偽・誤情報の拡散、犯罪の巧妙化、男女差別等の偏見、人事評価等における誤使用等、様々なリスクを及ぼし得るものでもあり、AI が社会に受け入れられ適正に利用されるためにはリスクに対応しつつ円滑な利活用を後押しするようなルールの策定が求められる。

その際、サービスの提供主体を消費者が選択できる民間と異なり、行政サービスの提供主体は特定の行政機関に限定され、利用者のサービス選択可能性が乏しいと考えられることから、行政における AI 利活用のルールを策定するに当たっては、行政サービス内容の透明性の担保に加え、公正性・公平性の担保が民間以上に重要という点に留意して検討する必要がある。

また、「人間中心の AI 社会原則」（2019 年 3 月 29 日統合イノベーション戦略推進会議決定）において、AI の利活用によって①人間の尊厳が尊重され、②多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求でき、③持続性のある社会の構築という 3 つの理念が提唱されて以降、「AI 戦略 2019」（2019 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）及び「AI 戦略 2022」（2022 年 4 月 22 日統合イノベーション戦略推進会議決定）においても同理念が掲げられており、「統合イノベーション戦略 2025」（2025 年 6 月 6 日閣議決定）においては、AI の急速な高度化を考えると、人間中心、人権尊重、法令遵守等の原則を踏まえ、イノベーション促進とリスク対応の両立を図る必要があるとされている。これらを踏まえ、行政においても、AI をあくまで道具として使いこなすことにより、職員が様々な能力をさらに発揮することを可能とし、複雑で高度化・多様化する行政課題の解決につなげる等、国民の幸福に貢献するものとして AI を利活用しなければならない。

国際的には、2025 年 2 月に政府が署名した「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」においても、AI システムのライフサイクルにおける活動が、人権、民主主義及び法の支配に合致することを目的とするものとなっている。

- 総務省行政管理局は、行政手続法⁵、行政不服審査法⁶、行政機関の保有する情報の公開に関する法律⁷（以下「情報公開法」という。）等の行政機関の運営に関する共

⁴ AI 法第 5 条

⁵ 平成 5 年法律第 88 号

⁶ 平成 26 年法律第 68 号

⁷ 平成 11 年法律第 42 号

通的な法制（いわゆる行政通則法）を所管し、その運営の政府全体の総合性・統一性を確保するだけでなく、国民と行政との接点でもあるこれら法制の適正な運用の確保を通じ、国民の権利利益の保護や、行政の公正性の確保・透明性の向上を任務としている。行政において AI の利活用が拡大していく中においても、国民の権利利益の保護や、行政の公正性の確保・透明性の向上が引き続き実現されなければならない⁸。

このような認識に立ち、人間中心の AI 社会原則を踏まえつつ、行政通則法の観点から考え得る法的課題等について整理・検討するため、2024 年 12 月 24 日以降、同局において「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」を開催し、行政通則法の観点からの法的課題に係る論点整理や今後の検討の方向性等について議論を重ねてきたところであり、今般、それらを中間整理として示すものである。

今後、行政における AI の更なる利活用を前提とした行政通則法制の法的課題について、この中間整理に沿って、中長期的視野も含め、継続的に検討・整理することとしたい。

⁸ 前記「人間中心の AI 社会原則」においても、原則の一つとして、「公平性、説明責任及び透明性の原則」等が掲げられているところである。

1 実態調査による現状分析

(1) 実態調査の趣旨・調査内容

- 本調査研究会では、その開催要領の「目的」において、「我が国の行政においても AI が普及しつつあるところ、更なる利活用を円滑に進めつつ、引き続き行政手続法や行政不服審査法等（いわゆる行政通則法）の趣旨・目的である国民の権利利益の保護、行政の信頼確保等が図られるよう、AI 利活用状況の実態を把握した上で、行政通則法の観点から考え得る法的課題等について整理・検討する必要がある。」としていることを踏まえ、まずは、現下における行政機関による AI 利活用の実態を把握しつつ、AI の更なる利活用を前提とした場合の行政通則法上の法的課題について、短期的～中長期的視野も含めて継続的に検討・整理することとした。

また、検討・整理に当たっては、現行法令下における対応（運用）及び立法論（倫理に委ねるべきことと法制化すべき事項との仕分けを含む。）について、総務省行政管理局所管法令関係事項を中心としつつ、幅広く議論することとした。その際、主に機械学習型 AI の利活用に注目しつつ、今後の技術発展も見込んで議論を進めることとした。

- 調査研究会で実施する実態調査として、国内事例調査と国外事例調査を設定した。
国内事例調査については、2025 年 5 月までに、人の判断を補助又は代替するものとしての AI 利活用の実績がある団体や、AI の利活用を想定した規律を設けている国の行政機関又は地方公共団体を対象に、アンケートによる書面回答とヒアリング（実地とオンラインの併用）により実施した。
国外事例調査については、既に行政通則法の一部に AI の行政利用を想定した条項を設けていたり、ルールを整備したりしている国を対象として文献調査を実施した。
- 国内事例調査は 2025 年 2 月から同年 5 月にかけて実施し、国外事例調査は 2024 年 12 月から 2025 年 3 月にかけて実施した。
- なお、国内事例の調査項目のうち主なものは、以下のとおりである。

◆AI を導入した手続・業務の概要

- ・AI を導入するメリット（業務効率化等への影響）
- ・AI が担当する業務（既存業務の置き換え以上の効果を生んでいるか）

◆導入プロセス

- ・各業務と、行政通則法との関係についての整理状況
- ・規律（運用マニュアル等を含む）策定に当たっての問題意識
- ・望ましい規律のレベル（ハードローか、ソフトローか）について、利活用を踏まえた具体的な意見

- ・外部の知見の採用について
- ・導入に当たっての・リスク評価について

◆運用

- ・AI 導入後の業務の進め方について
- ・リテラシー教育（AI 一般に関する基礎的な研修等）について

◆学習データ、アルゴリズム

- ・学習データについての工夫（バイアスへの対策等）
- ・学習可能としている範囲

◆説明責任・透明性との関係

- ・AI の出力結果の説明可能性について（ブラックボックス化との関係）
- ・AI の出力結果のチェックについて（従来の職員の判断と異なるか等）

◆救済措置等

- ・AI に対する住民の受け止め・配慮について

（２）実態調査の結果

- 国内事例については、今回の調査で把握できた限りではあるが、以下のような結果が得られた。

〔AI を導入した・業務、利用する AI について〕

- ・AI の出力はあくまで業務における判断の参考に過ぎないという位置付けを徹底した AI 利用が中心で、処分性のある・業務に AI を直接活用している事例又はそのような検討を行った事例はみられなかった。
- ・多くの場合、もっぱら内部事務において職員が利用するシステムとして活用しており、あくまで事務の効率化のためのツールと位置付け。一部、問合せ対応等住民による利用の例もあるが、学習データを正確な情報であることが担保できるものに限る等により、AI の特性による支障が生じないように工夫。
- ・クローズド環境での利用、学習機能を付与しない等により、リスク回避措置を講じている。
- ・AI の導入による事務処理コスト削減効果について、おおむね効果があると受け止められている。

〔行政通則法との関係〕

- ・あくまで業務における判断の参考として AI を利用しており、行政通則法による規律が及ばないような事象は生じないと理解されているため、特段検討されていない。

〔導入に当たっての・手続等〕

- ・基本的に、従来のシステム調達のルールが適用されているが、AI の特性を踏まえて、別途チェックシート等による確認を行っている例もみられた。チェックシート等による確認作業を通じて、職員の理解の醸成が図られる面もあり。

〔AI 利活用のためのルール（規律）整備に係る経緯・問題意識〕

- ・生成 AI の発展に伴い、行政機関内での利用の在り方を模索する中で、ルール制定の機運が醸成。
- ・使い方によっては、最終的には住民の権利利益に影響する可能性を考慮に入れたルールを整備するという考えもあると同時に、あくまで内部の事務効率化のためのツールと位置付けた上でその使用方法に係るルールとして整備する考えもあり。
- ・規律を階層的にすることにより、AI の発展のスピード感を意識した機動的な対応を可能とする工夫あり。

- なお、国外事例に関する調査については、4（2）で述べる。

（3）国内事例の調査結果から得られる示唆

（利活用の現状）

- 国内事例調査の結果のとおり、現時点では、行政における AI の利活用としては、既存の業務プロセスの一部を職員による処理から AI による処理に代替するといった部分的な置き換えや、職員が行う判断に係る参考情報の収集・整理（職員による判断を AI に検証させて参考とすることを含む。）といった補助的な位置付けでの利活用が大宗であった。また、情報の入力や共有については情報システムによりデジタル化する一方で、AI による分析・出力結果を補完的な確認に用いる形や AI の出力結果を職員がチェックする形での利活用がなされている例もあった。
- このような補助的かつ部分的な（いわば慎重な態度での）AI の利活用は、情報の収集・整理等の手段としての電子計算機や検索サイト等の活用と法的な差異はなく、国民の権利利益、行政の公正性・透明性との関係でリスクを惹起していないことから、行政通則法との関係で整理・検討を要する論点は顕在化していない。

（今後の更なる利活用の進展の可能性を前提とすべき）

- しかし、自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告書でも言及されているように、また、2040 年以降における更なる生産年齢人口の減少に対応していくためには、AI によって処理可能な業務は積極的に代替し、職員は複雑で高度・多様な行政課題への対応に係る企画立案・検討に注力する、又は AI を利活用してより高度な企画立案・検討を行う等、AI 利活用の拡大を通じた業務効率化や行政運営の高度化に取り組む必要が高まっていくと考えられる。前述の AI の出力を補完的な確認に用いたり職員がチェックしたりするような例についても、業務の性質・内容次第では、過度に慎重になることなく、積極的な利活用が可能となる場合もあるのではないか。

- 昨今の生成 AI の技術面での進化や民間における利活用の進展は著しいものがあることを踏まえても、今後、行政分野においても、生成 AI を始めとする AI 技術の利活用が更に進展していくことを想定する必要がある。また、AI の利活用が職員による判断の補助・支援にとどまるとしても、AI の有用性・効率性が強く体感されるようになると、AI の出力結果に対する依存が生じ、意図せず補助を超えて職員の判断の代替に近い役割を果たすことも考えられる（その場合、職員による判断との対比で、AI の判断過程に対する説明可能性や事前統制・事後検証が困難となる可能性がある）ところであり、このような場合のリスクや対応を考えていく必要がある。
- 例えば、国民からの申請内容のチェック業務に AI を導入（チェックの誤りを防止するため最終チェックは職員が実施）して業務効率化を企図している場合において、今後の担い手不足に対応していくためには、最終的な申請に係る処分への判断は職員が行うことを留保しつつ、
 - 申請内容のチェックの職員によるダブルチェックは行わない、又はチェックにとどまらず一定の判断の前裁きを AI に行わせる、
 - 又は、業務プロセスの見直し（BPR）を行い、行政における申請内容のチェックにとどまらず、従前職員が対応していた、申請内容に係る国民からの照会対応や教示に AI を活用する
 等、従前の慎重なスタンスにとどまらず、より高度なレベル・広範な範囲での AI の積極的な利活用を検討する必要性が生じることも考えられる。

（行政通則法的観点において中長期的視野での検討の必要性）

- 行政通則法の運用においては、現在の利活用の状況にとどまらず、今後、行政部門において AI の利活用が質的・量的に拡大していく前提で、あり得るリスクや留意すべき事項について検討を進めていく必要があり、わずかな懸念があることのみをもって AI を導入しないことや、AI を導入しない限り法的課題は生じないという発想で臨むべきではない。
 最終的な行政判断・決定は行政機関において権限と責任が配分された職員が行い、権限と責任も当該職員に帰属することを前提にしつつも、いかなる判断過程や業務プロセスを法的にグリップする必要があるのか、また、行政の現場での AI 利活用の拡大に係る試行を後押しするような形で、国民の権利利益の保護や行政の公正性の確保・透明性の向上を実現する観点で、何に留意すれば AI を導入・利活用しても問題ないのかといった事柄を考え、法的な課題・論点を整理していく必要がある。
- また、AI 技術や利活用の急速な進展に機動的に対応するためには、行政部門における

AI の導入・利活用も、いわゆる行政の無謬性から脱却し、初期計画を緻密に立案してから開発・設計を進めるウォーターフォール型ではなく、試行錯誤を繰り返しながら見直し・改善を図っていくアジャイル型で行われることも想定される⁹。このような取組の下での新たな業務プロセスや利活用の形態について、行政通則法との関係で問題が生じないか、利活用を後押しするためにどのような対応が考えられるのかの議論を経ることが、上記のような検討に当たって有益である。

⁹ デジタル社会の実現に向けた重点計画（2025 年 6 月 13 日閣議決定）、アジャイル開発実践ガイドブック（2021 年 3 月 30 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

2 現下における検討課題とそれを踏まえた対応

(AI の技術革新・利活用拡大に柔軟・機動的に対応するためソフトローでの対応を優先)

- AI の利活用に係る行政通則法的な課題・論点の整理については、行政通則法的に守るべき事項が示されていないため行政における AI の利活用に慎重な姿勢が見られるという実態調査の結果や、許容されない利活用を示す必要はあるが、ルール策定に当たっては柔軟に調整しつつ段階的に行っていく必要があるという本調査研究会における議論を踏まえ、(1) で挙げる事項から優先的に検討を進めることとする。

その際、AI の技術面の急速な進展や利活用の拡大に柔軟かつ機動的に対応するためには、ハードロー（法律・命令）ではなく、まずはソフトロー（ガイドライン・指針等）による対応が適当である。また、射程に収まる論点は広範かつ多岐にわたるところ、ソフトローについては、最初から網羅的なものを策定するのではなく、可能なものから、又は行政運営の現場のニーズが高いものから順次その内容を具体化していくことが適当と考えられる。

(1) 優先的に検討を進めるもの

(行政通則法の観点から対応すべき事項等をガイドラインとして明確化)

- 実態調査において、
 - AI の判断についての説明可能性を確保する観点から、AI の利用目的や設計の考え方を文書で残しておくことが必要だが、何をどの程度まで文書化して残しておくべきか悩ましい、
 - 何を文書化するかについて、詳細部分は各機関が判断するとして、ひな形や最低限対応すべき事項等のガイドライン等があれば有益である、との意見があった。
- 現状、AI の導入に当たって行政通則法の観点から対応すべき事項や、許容される範囲、禁止事項等がほとんど示されておらず、AI の利活用に積極的な機関や、業務の効率化・高度化の必要性を感じている機関のイニシアティブ（言い換えれば、当該機関の手探り）に行政通則法の観点からの判断を委ねている状況がうかがえる。政府全体として AI の利活用を推進している¹⁰中で、各機関が手探りで対応せざるを得ない状況は、AI の利活用促進という観点からも望ましくなく、ともすれば誤った利活用によって国民の権利利益や行政の公正性・透明性が損なわれるリスクが生じたり、利活用の委縮を招いたりする可能性もある。

¹⁰ 骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）の「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025」の中でも、KPI として「AI、RPA 導入地域数」等が掲載されている。

- そこで、AI の導入に当たり、導入可能な AI、導入が禁止される AI、AI を導入可能な業務、AI の導入に当たり対応すべき事項（AI やシステムの技術面の要件、AI を導入する業務フローの在り方等）、残すべき記録等の目安となる事項を、ガイドラインとして整理することが重要になる。

実態調査からは、そうした目安となるものがないために、どのような場面なら AI を利用して良いのか分からず、現場で AI の利活用を躊躇している実態があることがうかがえるところであり、明確に問題がない利活用のケースについては、当該ケースを積極的に明示すれば、安心して AI の利活用を進めることができるのではないかと考えられる。

（行政通則法の観点から許容されない AI 利活用を明確化し、現場での利活用を後押し）

- 実態調査においては、各機関が、現状の AI 利活用において行政通則法上の問題は生じていないと回答した。この回答は、現状の行政における AI の利活用が補助的かつ部分的なものであることを併せ踏まえると、どのような態様での利活用なら行政通則法上も問題ないのか、という事柄が必ずしも明らかにされていないため、行政通則法上の問題が確実に生じない抑制的な程度（慎重な態様）でしか AI を利活用していない状況にある、ということの証左であると考えられる。

- こうしたことから、ガイドラインにおいて、行政通則法の観点から違法・不当となる利活用の態様や、ただちに明文の条項には抵触しないが法の趣旨に反する利活用等、行政通則法の観点から踏み込んではならない態様を整理することが求められる。これにより明確になった利活用の限界線が、いわば「ガードレール」として機能し、ガードレールの内側での利活用を推進することにも寄与する。

その際、「行政通則法」の外縁には様々な法規範が含まれ得るが、直近の AI 法の成立等を踏まえた政府全体の AI 政策の動向に整合的な検討を進めていく観点から、まずは、本調査研究会を開催している行政管理局で所掌する行政手続法・行政不服審査法・情報公開法の三法について、各法の目的に示されている観点（行政の適正・公正な運営、透明性の向上、国民の権利利益の救済、政府の諸活動に対する国民への説明責任等）から検討を進めていくこととしてはどうか。

- なお、提示するガードレールの内側では AI の利活用に各機関の裁量が認められるとしても、ガードレールの存在により現場では必要以上に AI の利活用を躊躇してしまうことも想定されるため、ガイドラインにおける運用上の指針や留意点の提示に当たっては、官民における AI 利活用の進展、我が国全体の AI 政策の政策動向、国際的な動向等を踏ま

えつつ、積極的に取り組もうとしている現場にとって後押しする内容となるよう十分に留意すべきである。

その際、行政管理局において、AI の利活用に先進的・意欲的に取り組もうとする機関を後押しする形で、いわば伴走型で、順次、ガイドラインの内容を具体化することとも考えられるのではないか。最初から網羅的な完成型を示すよりも、伴走する機関とコミュニケーションを取りながら、例えばどのような場合に記録を残すのが良いのか、AI 開発のプロセスや公開の仕方はどうすればよいのか等の点について、順次、ルールを明確化していくことも一考に値するように思われる。

（AI 利活用の態様に応じ、ガイドラインの内容を分類的に整理）

- ガイドラインの内容を具体化するに当たっては、AI 導入の最初の段階で、例えばセンシティブなデータを取り扱うのか、国民の生命・身体に直接影響する等により職員の判断を必要としなければならないのかといった分類により、ふるい分けを行うためのチェックリストや考え方の指針・基準といったようなものを示しておく、システム開発者や利用者が求めているものに合致し、かつ使いやすいものになるのではないか。

こうした分類、階層による規律については、EU の AI 法（Artificial Intelligence Act）でも見受けられるところであり、容認できないリスク／ハイリスク／限定的なリスク／最小限のリスクといった 4 つのカテゴリ・階層に分けて、それぞれに違う規律を設けている。このカテゴリ・階層内で想定されるリスク分類としては、例えば、対物行政か対人行政か、また、対人といっても申請に対する処分か不利益処分かどうか、更には、それが本人の身分等に直接の影響を与えるかどうかといったものがある。

このように、ガイドラインにおいて、様々な観点から行政での AI の使われ方について分類（ラベリング）を行い、それぞれの場合の考慮要素を整理しつつ、行政通則法的に許容されない利活用の態様を示すことが適当であると考えられる。

なお、将来の技術的展望が必ずしも見通せない中で考慮要素を示す場合、抽象的で漠然とした内容になってしまい、かえって利活用を阻害する可能性があることについては留意が必要である。

- 分類の観点としては、以下のような事項が考えられる。
 - 使用されている AI の種類
 - ①ルールベース型 AI か、機械学習型 AI か
 - AI の導入の目的
 - ②行政の質の向上か、業務効率化か、両者を追求するものか
 - AI の活用場面
 - ③行政過程における利活用のタイミング（企画立案の前段階の検討・調査、内部

検討・協議、意思決定、施行などの段階に位置付けられるか)

④権利利益の変動に直接関わるか否か（処分基準の策定や処分理由の提示）

⑤対物行政か、対人行政か

⑥申請に対する処分か不利益処分かどうか等の行政行為の性質

⑦個別事情の考慮が重要なものか、一律の判断になじむものか

—行政側の利用者

⑧政策の企画立案、調査研究、行政処分の実施等どのような業務領域を担当しているか。現場担当者、決裁権を有する管理職等どのような立場か

（各分類における検討に当たっての留意点）

- ① ルールベース型 AI か、機械学習型 AI かという点については、例えば、EU 等の国外においては、機械学習型 AI を行政における自動意思決定に活用すべきではないという認識はほぼ共通しているように思われるが¹¹、ルールベース型 AI については、不服申立て等権利救済に係る一定の留保の下、自動意思決定への利用を可能としている場合もあり、その使い分けは示唆的である。引き続き、4 で述べるところにより国外事例の調査及び検討を進める。
- ② AI の導入の目的については、業務効率化と行政の質の向上のいずれの目的で AI を導入するのかという観点の議論をすべきである。いずれの場合であっても、その機関にとつての新しい取組である以上、試行錯誤を繰り返す中で生まれた新たな業務プロセスや利活用の形態が、行政通則法との関係で問題を生じないかよく確認する必要がある。
- ③ 利活用のタイミングについては、企画立案の前段階での検討・調査において AI を利活用することや、内部検討に係る資料や文書のドラフト作成へのアイデア出し等の補助的な利活用であれば問題は生じにくいと思われるが、それを超えて行政が対外的に行う意思決定等の場面（例：課税事務における税額決定等の判断）に関与するようになれば、国民の権利利益や行政の公正性・透明性の観点から一定の規律を及ぼす必要が生じ得る。
- ④ 国民の権利利益に影響を与える行政処分等に AI を利活用するかどうかという点も重要

¹¹ EU において 2016 年に制定された GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）第 22 条においては、「データ主体はもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する」ことを原則としつつ、一定の措置を定める EU 法又は加盟国の国内法による定めがある場合等には、例外として自動的な取扱いが許容されるとしている（2018 年施行）。これを受け、ドイツでは、裁量・判断余地が存在しない場合に限り、行政処分の自動化が可能である旨が定められている（連邦行政手続法 35a 条）。

になる。そのような利活用をするのであれば、リスク分析や AI による判断の内容についての確認手続を、そうでない利活用の場合に比べて、より慎重に行う必要があるのではないか、又はそのような確認手続を義務化するべきではないか（例：AI 導入の際のリスクアセスメントという形で義務付け）といった議論が考えられる。

- ⑤ 対物行政か対人行政かという点も差異を生じ得る。対人行政については、行政判断の誤りが国民の生命・身体に重大な結果を及ぼす場合があり得るため、例えば、福祉・医療等の分野で一定の対象者に対して行政機関が保護・支援という形で介入を行う際、その判断に AI を活用する場合であれば、対象者を見過ごすよりは、保護・支援を必要としない者も「保護・支援が必要である」と判断してしまう「偽陽性」という形になってしまっても、広く網をかけるほうがまだ望ましいという感覚、すなわち不作為過誤への恐れがあるとよく言われており、AI による見落としへの懸念につながりやすい。

一方、対物行政では、農地か宅地かといった課税に係る土地費目の見直しのために AI による画像分析を利活用するようなことであれば、AI の判断に多少の誤りがあっても、審査請求等の事後的な救済措置で回復することが可能であることを踏まえれば、対人行政との対比で重大な結果を生じるわけではないという議論も考えられる。

- ⑥ 申請に対する処分（例：パスポートの発給）か不利益処分（例：営業許可取消）かどうかについては、現行の行政手続法は両者を対象として規律を及ぼしているところ、—申請に対する処分については審査基準を定める必要があるが、不利益処分に関する処分基準は必ずしも定めなくても良い—また、不利益処分については、原則として聴聞又は弁明の機会の付与が必要であるが、申請に対する処分についてはそのような防御権を行使する機会は必須ではないという整理になっていること等を前提に、AI を利活用して行おうとする行政作用の性質について考慮すべきである。

この他にも、補助金等の給付等の授益的な行為かどうかという点についても、その行政判断に誤りがあった際の事後救済による回復可能性に影響を及ぼし得るため、考慮に入れる必要がある。なお、申請に基づく授益的な行為と異なり、申請に基づかない授益的な行為については、3 において後述のとおり、現行の行政手続法の規律が及ばないところであり、将来的な検討課題である。

- ⑦ 個別事情を考慮する必要があるかも重要なポイントになる。個別事情を考慮する必要性が高くなく、画一的な判断がなじむ業務（例：許認可等の申請書類の審査における客観的な要件の充足確認）であれば、AI 導入のハードルが高くなく、各機関間での AI の横展開も可能になるといったメリットがあると考えられる。

- ⑧ 行政側の利用者の状況についても考慮に入れる必要がある。職員の立場（現場担当者、決裁権を有する管理職等）、担当する業務領域（政策の企画立案、調査研究、行政処分の実施等）、行政分野（国民の生命・身体に直接影響する規制行政、経済・産業等の振興行政等）等による受け止めが違ったり、国と地方の違い、行政分野ごとのニーズが異なることが考えられるため、こうした点について、様々な観点からの分析を行い、幅広く議論していくことが必要である。

- そのほか、参考にし得る例としては、地方公共団体において活用場面やリスクに応じた分類表を策定している例や、民間において事前のリスクアセスメントの実施やその結果の記録を義務付けるといったガバナンスルールを策定している例、策定したルールを徹底するためのリテラシー研修を行っている例がある。

（２）（１）以外に検討を要すると考えられるもの （ガイドライン以外の留意事項を整理する必要性）

- １で示したとおり、現在の行政による AI の利用は、既存の業務プロセスの部分的な置き換え、かつ職員による業務処理のサポート等の補完的な利用にとどまっているため、現時点においては行政通則法的観点からの問題は顕在化していないが、今後、AI の利活用が質的・量的に拡大すると、行政通則法的観点からの様々な問題が顕在化することが想定される。各機関のイニシアティブ任せ・手探りの対応を強いることのないよう、（１）で検討することとしたガイドラインの他に、行政通則法的観点から留意すべき事項が想定されるならば、整理して示すことが望ましい（当該整理の結果は、必要に応じて前記ガイドラインに取り込むことも考えられる。）。

実態調査における意見においても、AI 導入に当たってどのようなことを考えなければならないのか、どのような記録を残しておかねばならないのか等手探りであり悩ましいため、最低限対応すべき事項等について何らかの指針が示されるとよいと示されたところである。

（ガイドライン以外の留意事項として、今後考慮・検討すべきと考えられる論点）

- 行政通則法的観点からの議論・検討を通じ、行政による AI の利活用を同観点から一層促進するため、（１）で述べたガイドライン以外に、例えば以下のような事項について、AI の利活用を検討する機関において考慮・検討することが有効と考えられる。

その際、AI の利活用を検討する職員は必ずしも AI 技術の専門家ではないため、これらの考慮・検討すべき事項は、専門的な知識を有しない一般の職員の目線に立って、何をどこまで対応すればよいのかが適切に理解できるよう示していく必要があることに留意すべきであり、今後、本調査研究会において引き続き議論を進めるとともに、行政通則法的観点に

とどまらない事項については、政府全体の AI 政策の議論の動向を注視する必要がある。

その際、考慮・検討すべき事項の整理は、前述のように、AI 導入を検討している先駆的な機関と伴走型で検討していくことに加え、リスクアセスメントの実施や記録等のガバナンスルール等についての民間企業における先行する取組も参考に資すると考えられる。

① AI を導入する際のルールの策定プロセス

AI 利活用の態様に応じ、どのような手順・プロセスを踏んでルールを策定する必要があるか。例えば、国民の権利利益に影響を与える行政処分等に AI を利活用する際には、一定のリスクアセスメントを実施した上で、AI 利活用に係るルールを策定することを義務付けること等が考えられるか。

② 保存・管理すべき記録・データの範囲

行政機関の内部における事務事業の実績の跡付け・検証、行政機関の外部への説明責任の履行、AI を利活用する事務事業の継続性確保や事務改善への活用等のため、AI 導入に至る経緯、設計に係る考え方、リスクアセスメントの結果、いかなる範囲の記録・データを保存・管理する必要があるか（⑦アルゴリズムの情報公開の在り方との関係に留意。）。その際、これらの記録・データの全てを管理することにより生じるコスト（漏えい防止の対策等）や行政運営の効率性の観点も考慮する必要がある。

③ ノウハウの蓄積・継承方法

例えば、発注者である行政の側に AI 利活用に係るノウハウが蓄積されていないと、ベンダーロックインを生じさせるとともに、ベンダーに対する行政からの統制が利きにくくなるという問題を生じさせることから、行政側でノウハウを蓄積・継承していくための AI ガバナンスを担う人材育成の取組が重要となる。また、行政内部では人材を賄いきれない場合には外部の専門人材に知見・ノウハウを求めるべきと考えられるが、外部人材をどのように確保するか。

④ AI ガバナンス体制

行政機関における行政処分その他の行政事務の遂行は、職員個人のみの権限と責任に帰属するものではなく、行政機関の長等（各省大臣、各庁長官、各委員会等）の権限が組織法令によって内部組織に系統的に配分され、下位の組織や職員による行政事務の遂行は、上位の機関による指揮監督を通じて統合されるという構造となっている。AI の適正な利活用を確保するに当たっては、行政手続法等の行政通則法や個別法といった作用法面からのアプローチだけでなく、AI の利活用に係る権限配分や決裁等の意思決定プロセスの在り方、内部ルールの策定・モニタリング・報告の在り方等（いわゆる内部統制）について、組織法的なアプローチも併せ踏まえて、AI の利活用に係るガバナンス体制として整

理していくことも検討すべきではないか。

また、そのような AI ガバナンスの体制を構築していくに当たっては、ユーザーや責任者等の関係者を特定してそれぞれの役割を明確化するとともに、内部監査等 AI の利活用に係る適正確保のための体制整備が必要ではないか。

⑤ 導入に伴うコスト

AI を新たに導入する場合、調達・開発や習熟のためのコストや、AI を利活用するためのデータ収集・入力や業務プロセスの見直し等が必要となり得るが、こうした追加的負担が大きなものとなると、業務効率化の効果を損なったり、導入を躊躇することにつながりかねない。追加的な負担を最小化できる態様で可能な範囲から AI を導入する、又は一定の負担は短期的に生じたとしても、その見合いで享受できる効率化や質の向上のメリットが更に大であることを示す等、負担感の軽減や納得感の醸成に留意すべきではないか。また、低廉なコストで効率的に AI を導入する観点からは、他の機関における AI 導入の好事例（知見・ナレッジ）の横展開や、AI ツール・システムの共用化も検討に値するのではないか。

⑥ ユーザーの納得を担保する方法

実態調査において、学習データ項目の数と、人間に対する説明可能性はトレードオフの関係にあるとの意見もあった。効率的で質の高い行政運営を実現するため、多少説明可能性を犠牲にしても広範な学習データを付与して高度な AI 利活用を志向するのか、最終的な責任を人に帰着させる以上、説明可能性を重視し学習データ項目数を抑制するのかという点について議論を深めるべきではないか。

その際、

—AI の活用場面（行政過程における位置付け、権利利益の変動に関わるか、対人か対物か、申請に対する処分か不利益処分かどうか等）

—行政内部で AI を使う職員に対する説明可能性か、行政外部からの申請等を通じて AI に接する申請者等の国民等に対するものか

という観点を踏まえる必要がある。

また、AI の導入により短期的に生じるコストや負担を上回るメリットや納得感を示すことが必要であることは前述のとおりである。

⑦ アルゴリズムの情報公開の在り方

行政機関において導入され行政運営に利活用されている AI のアルゴリズム（AI が実行するタスクの処理に使用する一連のルール又はプロセス）は、情報公開法上の開示請求の対象となる行政文書に該当するものか（行政機関の職員が作成・取得、組織的に共有、行政機関が保有という 3 要件を満たす電磁的記録か）、該当するとして情報公開法上の

不開示事由に該当し得るものなのか、②の保存・管理すべき記録・データの範囲の論点と一体的に、アルゴリズムの情報公開の在り方について整理が必要ではないか。

3 将来的に想定し得る検討課題

（新たな行政通則法的課題の顕在化の可能性）

- 現在の行政による AI 利活用の実態を踏まえた検討課題とそれを踏まえた対応についてこれまで挙げてきたが、将来的には、現在の想定を超えて AI 技術が革新的に進展し、行政における AI の利活用が、国民に受け入れられる形で質的・量的に一層急激に拡大していく可能性もあり得、その場合、前述 2（１）の「行政通則法」の外縁にも影響を及ぼすような、現下の想定とは全く異なる様相の新たな行政通則法的課題が顕在化する可能性がある。

（申請を前提としないプッシュ型の給付に対する行政統制）

- 例えば、行政が保有する様々なデータと高性能の AI を活用すれば、申請を前提としないプッシュ型の金銭等の給付が一般化する可能性もある。また、逆に、将来的には、住民側が行政に対して、AI を駆動したプッシュ型による早期介入を望む可能性もある。このようなプッシュ型の給付を行おうとする場合、行政部門だけでなく民間部門（医療・介護施設等）の保有する様々なデータの連携が必要になるが、個人情報保護法上、民間部門では個人情報の外部提供には原則として本人の同意の存在が必要であるのに対し、行政部門では個人情報の外部提供や目的外利用には必ずしも本人の同意が必要とされていない等、データ連携に係る法制度の建付けの差異を踏まえた検討も必要となると考えられる。
- さらに、このようなプッシュ型の給付については、申請に対する処分を前提とする現行の行政手続法（審査基準の明確化、理由付記等の事前統制）や行政不服審査法（審査請求の事後的な救済措置）の規律が及ばないが、国民の権利利益の救済、行政運営の公正性・透明性の確保の観点からは、一定の事前統制や事後の救済措置が必要とも考えられるところであり、それを要求する仕組みについて将来的に検討が求められる。

（行政情報の提供）

- 法令に基づく開示請求による情報開示以外の態様で行政機関からなされる行政情報の提供（HP 掲載を通じた情報提供や、申請に当たって必要となる情報をプッシュ型で提供する行為等）については、行政処分ではないことから、情報公開法及び行政不服審査法の規律は及ばず、また、行政手続法における行政処分に係る規律は及ばない。他方、今後、AI 技術や利活用の進展によって、インターネット上で行政情報へのアクセスがより容易になることによって、このような行政情報の提供であっても国民の権利義務に対して間接的な影響を与え得る場面が想定され、いかなる規律を設けるべきか、将来的な検討が求められる。

例えば、将来的には、行政が国民とのコミュニケーションに当たって AI 技術を直接活用す

る（国民とのコミュニケーションを AI 技術に事実上代替させる）ことも考えられるが、その場合、AI が国民に対して提供する情報の中に、一定の者にとっては公開されることによって不利益をもたらす情報が含まれる可能性がある。さらに、インターネット上で行政情報へのアクセスがより容易となっていることで、そうした情報（例：制裁目的での不利益処分の公表や、不利益処分に係る公示送達）を加工・整理したものが即時かつ広範に流布される可能性も一層高まると見込まれるが、その場合の責任の所在や事前統制・事後救済の在り方等、どのような法的手当が必要かについてはさらなる検討が必要と考えられる。

（その他の論点）

- 上記の他にも、本調査研究会では、
 - AI の調達については、政府全体のガイドラインがあるが、行政通則法的観点では今後どのような議論があり得るのか
 - AI を活用した情報収集（行政調査）は、調査対象選定に当たって社会規範や倫理に反するルールが生成され、かつそのルールがブラックボックス化する懸念があるほか、法的拘束力を有していないものの調査拒否が給付拒否につながることで、事実上、強制に近い仕組みとして受け取られているものもあり、権利保護や利益侵害防止の観点からどのような統制が考えられるか
 - AI や情報システムは行政運営における重要なリソースであるが、現行の公物法の中で十分に手当てされているのかどうか
 - 行政処分の過程における行政と国民のやり取りの中には、行政処分として位置付けられない行為も含まれる場合があるが（例：ある申請への記載事項を他の申請の記載事項に転記する）、AI の利活用が進展・拡大する中で、どの部分を行政処分と構成するのか、位置付けない場合における権利利益や透明性・公正性をどのように担保するのかについて、検討が必要とならないか
 - 多くの行政作用において、国の行政機関間、国－地方公共団体の間、地方公共団体間で情報提供がなされているが、このような行政主体間での行政情報のやり取り・共有について、国民の権利利益に関わるような場合に行政通則法的な観点でどのような対応が考えられるか
- 等、課題となり得る場面があるとの議論があった。

（将来のユースケースを想定し、将来への備えとして検討課題の芽出し）

- これらについては、現行の行政通則法では規律の存在しない領域であるが、現行法令をベースに各機関の運用に委ねると安易に、また限定的に結論付けるのではなく、将来の AI 利活用の質的・量的な急拡大を前提として想定されるユースケースを念頭に置きつつ、いわば、思考実験を繰り返しながら、

—多様な行政分野に共通して適用すべきルールの有無
—ルールの規範形式（ハードローかソフトローか）
—ルールの担保方策（事前統制、事後救済、監督をどう組み合わせるか）
についての検討も行うべきである。

これらは直ちに結論が導出できるものではないものの、今後どのような課題が想定され、どのような対応が考え得るのかについて、整理して芽出ししておくことが、将来的な備えとして必要である。

- さらに、一定のリスクはありつつも、一定のセーフガードや防護措置を講じることでそのリスクを軽減することが可能な場合や、リスクが上昇したときには利活用を停止することでリスクの発現を防止することが可能な場合には、利活用が可能という領域があり得る。法律による留保との関係で、ともすれば行政行為に係る権限を与える根拠規範のみを念頭に置いた議論になりがちだが、権限行使の在り方について定める規制規範を併せて措置することにより許容される利活用の態様は広がるのではないか。逆に、行政通則法の役割は規制規範の在り方（最低限の規律）を検討するものであり、根拠規範の問題をクリアしたからといって、規制規範の問題をなおざりにして AI の利活用に関してなし崩し的にすべきでない点に留意する必要がある。

4 今後の実態調査で更に深掘りすべき事項

(1) 国内事例の調査

- 国内事例の深掘りとして、AI の導入を見送った事例や中止をしたような事例等、これまで把握した取組と比較できる事例についても調査することで、検討を深めることが考えられる。
上記 2 (1) の行政通則法的な観点から優先的に検討すべき事項の検討と並行して、引き続き国内事例の実態調査を進める。

(2) 国外事例の調査

(文献調査結果を踏まえた実地調査の実施について)

- 上記 1 のとおり、国内の実態調査で把握できた限りでは、あくまで業務における判断の参考として、業務プロセスの部分的な置き換えにより AI を利用しており、行政通則法的な観点から議論を深めることが難しい状況であると判明した。
今後の検討の参考とするため、既に行政通則法の一部に AI の行政利用を想定した条項を設けていたり、ルールを整備したりしている国外の事例（欧州諸国等）について文献調査を実施した。
- しかし、文献調査において得られる情報には限りがあり、実地での調査が有効であることから、今後、ヒアリング等の実地調査を行い、実態の詳細を把握した上で、論点を深掘りすることとする。

(国外調査全般にわたる留意点)

- 国外調査に当たっては、本調査研究会において国内の利活用状況を踏まえて議論してきた論点に加え、国外の進んだ取組が、様々な課題がある中でなぜ可能なのかという視点を持って調査を行うことが大切である。
- また、国外調査を円滑に進めるためには、前提として、調査する国と一定の共通認識を持っておくことや、国によって背景事情や諸制度に差異があることを理解した上で臨むことが必要であり、次のような点に留意し調査する。

[調査対象の定義（「AI」「機械学習型 AI」等）についての共通認識]

AI の定義が一意に定まったものではなく、日常生活におけるあらゆる行動のプロセスに AI が関与しているということを共通認識とした上で、何を調査対象と設定するのか。

[法による行政、法による統治に係る考え方]

法による行政、法による統治についての整理やその整理が国民の理解を得られているか

（調査の際は、いわゆる大陸法系の国と英米法系の国の違いを踏まえる）。

〔行政と市民の関係性〕

行政と市民の距離感や関係性はどうか。市民が行政における AI の利活用をどのように受け止めるかに影響し得るため、AI を導入する上でポイントとなる事項や、利活用が進まない際に何が障害となるのかを検討する前提として確認する。

〔情報開示や市民参加の仕組み〕

アルゴリズム開示等に係る情報開示請求や訴訟について調査するに当たり、調査する国において開示請求がどのような仕組みで行われているか（我が国の情報公開請求と同様の法的枠組みがあるいは個人情報開示と同様か、個人による開示請求か団体によるものか、また、オンブズマン等の行政から中立的で守秘義務がある組織の監査による開示なのか等）。

（調査内容）

- 2（1）で前述したように、自動意思決定について、欧州諸国の文献調査の結果からは、最終的には職員により何らかの監査が必要とされる等、機械学習型 AI を自動意思決定に利用すべきではないという共通認識があるように見受けられる。
一方、説明可能性があるルールベース型 AI については、不服申立て等の機会を確保することや、申立てがあったものについては利用を認めないというような一定の留保の下、自動意思決定に利用可能としているところもあり、このような観点で実態を把握する。
- 自動意思決定に関する各国における法律には、裁量・判断余地がない場合に限り行政処分の自動化が可能である旨の規定、リスクベースアプローチによるリスクに応じた規制についての規定等があるが、各国の背景を理解した上で規定を確認することが重要であるため、自動意思決定の一般法ができた経緯についても確認する。
あわせて、一般法を前提として整備された個別法やソフトロー等の内容、GDPR 第 22 条¹²に係る考え方やその背景についても確認する。

¹² GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）抜粋

第 22 条（プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定）

第 1 項「データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する」

第 2 項「EU 法又は加盟国の国内法によって認められる場合は、第 1 項が適用されない」

- 更に、行政組織について、以下のような点についても調査を行う。

〔行政部門の職員の受け止め〕

職員の世代、属性、所属等によって、AI 利用に積極的あるいは消極的といった受け止めの違いがあるのか。国と地方で違いがあるのか。

〔職員の知見の活用〕

専門的な素養のある職員や AI 技術に関連する学位を持っている職員が、AI の利活用やその判断を行う行政組織にいるか。そのような知見をうまく使えているか。

〔人事配置上の調整〕

知見のある職員の重点的配置や、単一属性にならないよう非専門部門の職員を一定数構成に含めるような人事配置上の調整が行われているのか。

〔リテラシーの確保の在り方〕

AI に関する知識について、AI 施策を専門的に扱う部局内のみで共有しているのか、全職員に一定の知識を共有するようリテラシー確保を行っているのか。

〔AI の安全性や利用に関する一元的な支援体制の有無〕

国、地方における AI の安全性や利用に関して、日本国内における AI セーフティ・インスティテュート（AISI）のような一元的な支援体制が置かれているか。そうした体制が整備されていることへの受け止め（安心して AI を利用するための保障として機能しているのか）はどうか。どのように有効活用されているのか。

- また、各国における裁判等で争いのあった事例の調査に当たっては、各当事者の主張内容について、争いの対象が自動意思決定の導入自体なのか、アルゴリズムの内容なのか、出力結果やその確認手続なのか等を確認した上で、事例の検証を進める。

おわりに

- 今般、行政における AI の更なる利活用を前提とした行政通則法的な課題に係る論点や今後の検討の方向性等について、中間整理としてまとめた。

整理に当たり、実態把握のためのアンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただいた国、地方公共団体の関係者の皆様には重ねて感謝の意を表したい。

- 中間整理を踏まえ、行政通則法的な観点からガイドラインを検討するに当たっては、今回把握できた行政機関の実態に即した内容となるよう、今後も現場の意見を取り入れながら進めたい。

その際、AI の利活用による様々な問題解決が喫緊の課題となっている昨今、行政機関による積極的な AI の利活用を強く後押しできるものとなるよう十分留意したい。

- また、AI 技術は日進月歩であり、時代に合ったガイドラインとなるようフレキシブルに見直しを続ける必要があり、今回挙げた行政通則法的観点に係る様々な論点についても、本調査研究会において継続的に検討を進めることとする。

「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」 開催要領

令和 6 年 12 月 24 日
総務省行政管理局長決定

1 目的

我が国の行政においても AI が普及しつつあるところ、更なる利活用を円滑に進めつつ、引き続き行政手続法や行政不服審査法等（いわゆる行政通則法）の趣旨・目的である国民の権利利益の保護、行政の信頼確保等が図られるよう、AI 利活用状況の実態を把握した上で、行政通則法の観点から考え得る法的課題等について整理・検討する必要がある。

こうしたことから、今般、総務省行政管理局において、「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」（以下「調査研究会」という。）を開催することとする。

2 構成及び運営

- (1) 調査研究会は、総務省行政管理局長が開催する。
- (2) 調査研究会の構成は、別紙のとおりとする。
- (3) 調査研究会に座長を置き、座長は、構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、調査研究会を招集し、主宰する。ただし、第 1 回の調査研究会は総務省行政管理局長が招集する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 調査研究会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則非公開とするが、調査研究会終了後に配付資料を公表するとともに議事概要を作成し、公表することとする。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 庶務

調査研究会の庶務は、総務省行政管理局調査法制課が処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、調査研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会

構成員

江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ准教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
矢戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
原田 久	立教大学法学部長
原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
横田 明美	明治大学法学部専任教授
吉永 隆之	一般社団法人 Urban Innovation Japan 代表理事

(五十音順:敬称略)